東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （運営委員会） 第７条　（略） ２　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　（略） (2)　理事(経営・企画担当) (3)～(8)　（略） 3～7　（略）	本則 （運営委員会） 第７条　（略） ２　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　（略） (2)　理事(総務・経営企画担当) (3)～(8)　（略） 3～7　（略）	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。